

ふくいの農業・農村魅力発信業務委託 仕様書（案²）

第1 業務名

ふくいの農業・農村魅力発信業務委託（以下「本業務」という。）

第2 業務目的

ふくいの農業・農村（別紙参照）の魅力が伝わる動画を制作し、各種広報媒体等の特性を活かした効果的な情報発信を行うことで、ふくいの農業・農村の認知拡大を図ることを目的とする。

第3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

第4 業務内容

2の業務目的に沿った動画を制作し、広報・PR活動を行う。

1 共通事項

- ア 高校生や大学生等の将来の就業を目指す学生層^等に対し、ふくいの農業・農村の関心を高める動画を制作すること。
- イ 受注者は、2の業務目的に沿った動画の企画立案を行うこと。

2 動画の制作

(1) 基本事項

- ア 制作する動画は、強く印象に残る工夫を提案し、YouTubeで高い再生数が期待できる内容とすること。併せて、1のアのサムネイルを制作するものとする。
- イ 動画制作に当たっては、現地撮影のほか、CGやアニメーション等を活用することができる。
- ウ 現地撮影をする場合、受注者は、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認、ホームページやSNSへの掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。
なお、出演者等を起用する場合は、事前に発注者の了承を得た上で、アポイントを行うこと。
- エ 発注者が用意する以下の素材について、受注者は企画提案に応じて使用することができる。
 - ・ふくいの農ある風景
<https://nouaru-photo-fukui.jp>
 - ・ふくいドットコム（福井県公式観光サイト）
<https://www.fuku-e.com/photo/index.html>※動画やパンフレット等の素材については、必要な手続を経た上で、全部またはその一部を動画制作に使用できる場合がある。
- オ 動画に使用する素材（動画や写真等）は、受注者が所有しているものを使用することができる。
- カ 受注者は、本業務においてCGやアニメーション、生成AI（画像生成AI、動画生成AI、音声生成AIその他これらに類する技術）を活用することができる。
なお、次の事項に留意するものとする。
 - ・視聴者に対し、実際の映像、写真、音声、人物、出来事等であるとの誤認を与えないよう適切

な表現を行うこと。

- ・生成AIにより作成した映像、画像、音声等について、必要に応じてテロップ、注記その他の方法によりAI生成コンテンツであることを明示すること。
- ・実在の人物、団体、施設、事象等について、事実と異なる内容を表示し、または誤解を招く表現を行わないこと。
- ・発注者が誤認のおそれがあると判断した場合は、受注者の負担において修正または差替えを行うこと。

キ 受注者は、制作前に絵コンテやサンプル動画等を使用した打合せを行い、発注者と協議の上、動画構成を決定するものとする。

ク 動画には、音楽や効果音を使用するものとし、その素材は、原則としてオリジナルかフリー音源を使用すること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受注者の負担により行うものとする。

また、音声がなくても理解ができるよう字幕等を挿入すること。

ケ その他、動画の企画構成、撮影した映像の加工、編集、音楽・テロップの挿入等の作業や取先等への取材交渉および公開前の確認等は、全て受注者が行うこと。

なお、取材先の選定は、事前に発注者の承認を得てから行うものとする。

(2) 通常動画

ア 通常動画は、次の各テーマで1本以上（計5本以上）制作すること。

- ① 福井県の農業土木職員になりたいくなる
- ② 農業の生産性を高め、地域経済の基盤を支える（農業の活性化）
- ③ 地域の安全・安心を守る（防災・減災）
- ④ 地域のインフラと環境を豊かにする（生活環境・景観）
- ⑤ 地域の絆を深める（コミュニティの維持）

なお、①については、本県職員の出演を必須とし、その調整は発注者が行う。

イ 上記で制作する動画の時間は、1本当たり30秒以上とすること。

ウ アスペクト比は16：9（1,920×1,080px）とし、ファイル形式はMP4とする。

(3) ショート動画

ア (2)で制作した動画を使用し、主にスマートフォンで視聴することを想定した、SNS用のショート動画を制作すること。

イ ショート動画は、(2)で制作した動画すべてで制作すること。

ウ 上記で制作する動画の時間は、1本当たり15秒以上とすること。

エ アスペクト比9：16（1,080×1,920px）、ファイル形式はMP4とする。

3 メディア広報・PR業務

2で制作した動画のみを使用して、本業務の目的を達成するために効果があると考えるメディア（テレビ、YouTube、SNS、ホームページ等）を活用したPRにより、広く情報発信を促すこと。

なお、以下のホームページおよびSNS等を使用することができる。

- ・ 福井県ホームページ（農林水産部農村振興課等）
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nouson/index.html>
- ・ ふくいの農業・農村YouTube
[ふくいの農業・農村-YouTube](#)
- ・ ふくいの農業・農村Instagram
https://www.instagram.com/fukui_nougyou_nouson/
- ・ ふくいの農業・農村Facebook
<https://www.facebook.com/fukui.nouson/>
- ・ ふくいの農業・農村X（旧Twitter）
<https://x.com/noson21550>
- ・ 福井県知事公室広報広聴課SNS・動画配信サイト（県内向け、県外／海外向け）
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouho/index.html>

4 独自提案

本委託業務において、上記(1)～(3)以外で、受注者において実施する独自提案があれば提案することができる。

なお、独自提案は契約金額の範囲内で実施すること。

第5 委託上限額

3,000千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

第6 業務の履行

ア 受注者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を作成し、業務内容および素案を踏まえた打合せを行うこと。

イ 本業務の準備および履行状況は、随時報告するものとし、発注者または受注者が必要と判断した場合は、その都度打合せを行うものとする。

ウ 受注者は、発注者および関係者と協議および打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

エ 本業務の履行に当たって、トラブル等が生じた場合は、受注者は速やかに発注者に連絡するとともに、発注者と連携してその処理にあたるものとする。

オ 仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、および本業務の履行に必要な事項は全て実施するものとし、これらに必要な費用は受注者の負担とする。

第7 業務の再委託

契約条項第5条後段の規定により業務の一部を再委託する場合、受注者は、再委託先の業務の履行について、全責任を負うものとする。

再委託先が発注者に損害を与えた場合、受注者は、その損害を賠償するものとする。

第8 成果物

成果物は次のとおりとし、随時、完成データを電子媒体（USBメモリも可）にて納品すること。

- ア 動画データ（MP4形式） 一式
- イ サムネイル画像データ（jpeg形式） 一式
- ウ その他、発注者と受注者が合意の上、成果物として提出を求めるもの。

第9 著作権

- ア 本業務の履行においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- イ 本業務の成果品およびそれに付随する一切の資料の所有権および著作権（著作権第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、発注者等に帰属するものとする。ただし、受注者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受注者に帰属するものとするが、発注者等が本業務および本業務終了後に無償で使用する権利を有すること。
- ウ 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。
また、受注者は、本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- エ 発注者等は、納品された成果物を期間の制限なく、無償でインターネットやSNS、テレビ等のあらゆる媒体、手段、方策により公表（公開、放送等）および使用することができるものとする。
- オ 上記ア～エの規定は、7の業務の再委託により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- カ 本業務に履行に当たって、写真および撮影素材、音楽等について、第三者が権利を有している画像、映像等を使用（二次使用を含む。）する場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理に当たり手続した書類（写し）を添付すること。
- キ 納品された成果物の全部または一部に対し、第三者からの著作権、肖像権、商標権、意匠権その他知的財産権の処理に関する異議申立てや紛争の提起、損害賠償請求等が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担により処理・解決を行うこと。
また、発注者等に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならないものとする。
- ク 納品された成果物については、発注者等が認めた第三者が、2の業務目的に即して広くPRすることを目的とした場合は、受注者は二次使用を認めるものとする。

第10 本仕様書の位置付け

この仕様書に示す内容は、受注者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。このため、企画提案書の内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には内容を変更することがある。

第11 その他

- ア 本業務の履行のため、福井県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできないものとする。ただし、7の業務の再委託に係る場合は、この限りでない。
- イ 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外

の利用、第三者への開示および漏えいについて、受注者の注意をもってその情報を管理・保持すること。

これは、委託契約期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

ウ 本業務に必要な許可等の手続については受注者が行う。

エ 契約の締結および本業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り、全て契約金額に含まれるものとする。

オ 受注者は、本業務の履行の過程で発生した障害や事故等については、大小に関わらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

カ 4の(5)により施設等で放映する場合、受注者の責めに帰すべき事由によりイベント会場および来場者に損害を与えたときは、受注者の責任により修繕および補償すること。

キ 委託期間終了後であっても、成果物に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任負担により速やかに修正等に対応すること。

ク 仕様書の内容について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上で決定するものとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては、本業務に含まれるものとする。